

### A

### 1

18歳の学生が交わした契約のうち、取り消すことができるのは？

**注意!!**

民法の改正に伴い、2022年4月1日からは、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これまで未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れることとなります。

回答番号

### 3

10万円分のダイエット食品を契約した。親には言えなかったので学生ローンで借りて支払った。



一般に、未成年者(満20歳にならない人)が交わした契約は取り消すことができるが、**1**小遣いの範囲、**2**ウソをついて契約した場合や、**4**親の承諾を得て契約した場合は取り消しができない。**3**の場合のみ、ダイエット食品の契約も学生ローンの契約も取り消しできる。

### A

### 2

定められた期間内に書面を発信すれば、クーリング・オフが適用されるものは？

回答番号

### 2

電話で勧められて購入した毛ガニ



クーリング・オフ制度は特定商取引法などで消費者に認められた権利で、定められた期間内に書面を発信すれば無条件で契約を解除できる。**1**通信販売に当たり、クーリング・オフ制度はない。**3**自動車はクーリング・オフ制度の適用除外。**4**デパートなど店舗で契約した場合は対象外。**2**電話勧誘販売に当たるのでクーリング・オフ制度が適用される。

### A

### 3

セールスの電話が自宅にかかってきたとき、その断り方として最も適切なものは？

**NO!**

回答番号

### 2

「いません」「契約しません」という。



**1**「忙しい」という理由で断ると、再度の勧誘を受ける可能性があるため避けたほうがよい。**3**「結構です」「いいです」は同意したと取られるおそれがある。また、**4**「お金がない」というと、分割払いを勧められる場合もある。断るのに理由は必要ないので、会話は最小限にとどめたほうがよい。**2**のようにキッパリ断る。